

近江八幡市営住宅入居者募集要項

市営住宅の入居の申込みにあたっては、申込者について資格条件等がありますので、この要項をよく読んで応募してください。

今回募集する住宅については、「岩倉団地ひまわり棟２０３号」「末広団地２号棟２０１号」「武佐団地南棟１１６号」「八幡南団地２０３号」です。

市営住宅は、住宅にお困りで所得が少ない方々のために、安い家賃でお貸しすることを目的として、国の補助金や市民の皆様が納める税金で市が建設した住宅です。

そのため、「公営住宅法」や「近江八幡市営住宅条例」などに基つき、入居いただける方の収入の基準や入居者に特に守っていただかなければならないことが定められています。

近江八幡市都市整備部市営住宅課

〒521-1392

近江八幡市安土町小中１番地８

近江八幡市役所安土町総合支所２階

電 話：０７４８－３６－５５１１

FAX：０７４８－３３－１３５６

目 次

	掲載ページ
市営住宅入居者の注意事項	1
申込みから入居までの流れ	2
申込みにあたっての注意事項	3
申込資格	4 ～ 5
単身申込みにおける注意事項	6 ～ 7
裁量階層とは	8
申込み時の審査に必要な書類	9 ～ 10
収入基準・収入月額の計算方法	11 ～ 12
収入月額の計算例	13
入居決定された人に必要な書類	14

市営住宅入居者の注意事項

市営住宅は、公営住宅法の趣旨に基づき建設された公共賃貸住宅です。

入居にあたっては、次のことに注意してください。

- (1) 入居にあたっては、現状有姿での入居となります（新築住宅ではありません）。
- (2) 各部屋の照明器具・網戸・浴槽・給湯器等は入居者負担による設置となります。
ただし、市が設置している住宅もあります。
- (3) 犬・猫等の飼育は禁止しています。
- (4) 浄化槽使用料、階段・団地内防犯灯・エレベーター等の共用設備の電気代、共用水栓（散水栓）の水道代等、共用部分の維持管理費は入居者の負担となります。
（団地の管理者が共益費として徴収します。）
- (5) 入居中の家賃等の納入については、原則として口座振替とします。
※口座振替は、家賃等の納入の手間が省け、納入期日を忘れる心配がなくなります。
- (6) 入居後は、自治会に加入し、住みよい団地づくりに努めてください。
- (7) 入居後は、家賃のほかに自治会費・共益費等の支払いが必要です。
- (8) 駐車場のある団地については、指定された場所に駐車してください。併せて、駐車場の管理は入居者で行ってください。団地内外の不法駐車や迷惑駐車は、他の入居者の迷惑となるばかりでなく、緊急時の救助、消火活動の妨げとなりますので、絶対にしないでください。

入居後、次に該当する行為をされた方は、退去していただく場合があります。

- ①不正の行為によって入居したとき。
- ②家賃を3カ月以上滞納したとき。
- ③住宅または共同施設を故意にき損したとき。
- ④正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき。
- ⑤住宅を15日以上使用せず市長に届け出を怠ったとき。
- ⑥同居承認を得ずに同居をさせたとき。
- ⑦入居承認を得ずに入居を続けたとき。
- ⑧周辺の環境を乱し、または他に迷惑を及ぼす行為をしたとき。
- ⑨住宅を他の人に貸し、またはその入居の権利を他の人に譲渡したとき。
- ⑩住宅を他の用途に使用したとき。
- ⑪住宅を無断で模様替えまたは増築したとき。
- ⑫入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- ⑬その他、入居資格を失ったとき。

申込みから入居までの流れ

① 入居申込み

- ・必要書類の提出（提出先：近江八幡市役所市営住宅課 … 安土町総合支所 2 階）
「申込み時の審査に必要な書類」（P. 9 参照）を準備ください。

② 一次審査

次の調査を実施します。

- ・実態調査を行うことがあります。
（現住居の状況、住宅に困っている状況等。）
- ・市税・国保料・その他公債権及び私債権の納付調査
（滞納があれば審査に通りません。分納中でも滞納とみなします。）
- ・暴力団員調査

③ 一次審査結果通知

- ・一次審査を行った結果を通知します。
一次審査を通過された方には、公開抽選会の案内を送付します。
（原則として、公開抽選会の 1 週間前までに通知します。）

④ 公開抽選会（※募集住宅に対し複数の申込みがあった場合）

- ・くじによる抽選を実施します。

⑤ 入居決定通知

⑥ 入居手続き書類提出・敷金納付

- ・「入居決定された人に必要な書類」（P. 14 参照）を提出ください。

⑦ 住民票異動手続き

⑧ カギ引渡し

⑨ 入居開始

申込みにあたっての注意事項

入居申込み

- (1) 入居申込は、原則本人または入居予定者が近江八幡市役所市営住宅課（安土町総合支所2階） に書類を提出してください。（郵送は不可）
- (2) 申込は、1世帯1戸に限ります。（重複申込みはすべて無効になります。）
- (3) 申込資格のある人は、P.4～5に掲載する全ての項目に該当する人です。（申込前に十分確認してください。）
- (4) 申込書と併せて収入申告書等「申込み時の審査に必要な書類」（P.9 参照）を提出してください。
- (5) 申込書の受理後に、住宅困窮の実情等を聴取する実態調査を行うことがあります。また、書類内容確認のため、関係者への問合せ・情報提供を求めることがあります。
- (6) 募集住宅に対し複数の申込者があった場合は、公開抽選を行い、当選者及び補欠者を選出します。公開抽選には本人が出席ください。
やむを得ず代理人が出席する場合は、委任状（任意様式）が必要です。

入居書類受付

- (7) 当選者には、当選後に「入居決定された人に必要な書類」（P.14 参照）を後日、提出していただきます。
- (8) 調査等により申込書その他の添付書類に記載された内容が事実と異なることが判明した場合は、入居資格を失うことになります。
- (9) 入居の際、申込書に記載された人全員が同時に入居してください。
「近江八幡市営住宅入居申込書」に記載された入居予定者と異なる場合は入居決定を取り消す場合があります。
- (10) 婚姻予定者が当選した場合には、入籍を確認できる書類（戸籍謄本等）の提出により入居を許可します。なお、申込み後に婚約者が変わったときや期限（申込後3か月）までに婚姻の届出がないときは入居決定を取り消します。（婚姻者ならびに事実上婚姻関係同様の事情にある人が申込日から同居しなくなった場合を含む。）
- (11) 離婚予定者が当選した場合、離婚をできる書類（戸籍謄本等）の提出により入居を許可します。なお、期限（申込後3か月）までに書類の届出がないときは入居決定を取り消します。（離婚を理由に申込資格の要件を満たす場合に限る。）

その他

- (12) 申込みの際に提出いただいた書類は、募集の目的以外には使用いたしません。なお、提出いただいた書類は審査や抽選会の結果に関わらずお返しできませんのでご了承ください。
- (13) 入居後、入居者（名義人）が死亡もしくは転出された場合、入居の承継は原則配偶者のみとなります。
- (14) 入居後、同居者に変更がある場合は、同居者変更届（出産・死亡・転出）もしくは同居承認申請が必要です。なお、同居は名義人の3親等以内の親族に限ります。

申込資格

入居申込書提出時に次の（１）～（９）のすべての要件を満たしている人

（１） 近江八幡市内に３か月以上住所または勤務地を有する人。

※外国籍の人は、永住権または中長期在留資格のある人。

（２） 市税・国民健康保険料・介護保険等について、滞納がないこと。

※ 分納誓約されている場合も滞納として扱います。

（３） 入居予定者全員の収入月額が次のいずれかの範囲であること。

① 一般世帯 … １５８，０００円／月以下

② 裁量階層世帯(P.8 参照) … ２１４，０００円／月以下

※上記の収入月額は手取りの金額ではなく、一定の算出方法で算出した金額です。

「収入基準」(P.11 以降)を参照し、対象となるか確認ください。

（４） 申込者および入居予定者が暴力団員でないこと。（※警察署に照会します。）

（５） 過去に市営住宅を不正に使用した人でないこと。

（６） 過去に市営住宅使用料等の滞納または条例に違反し、法的措置による明渡しを求められた人でないこと。

（７） 持家（共有名義も含む）がないこと。

(8) 現在、住宅に困窮している人で、その理由が次のいずれかに該当する人。

【市内に3か月以上住所を有する人】

- ①部屋が狭い。(現在の住居部分が1人当たり概ね4.5畳以下。ただし、申込もうとする住宅が現在と同じまたは狭くなる場合は不可)
- ②住宅がないため親族(婚約者含む)と同居できない。
- ③家賃が高い。
- ④家主から正当な理由(自己の責めに帰すべき理由に基づく場合は除く)により立退き要求を受けている。
- ⑤他の世帯と同居し、生活上不便である。
- ⑥住宅以外の建物または場所に居住している。
- ⑦危険又は衛生上問題のある住宅に住んでいる。
- ⑧裁判上の判決、和解、調停により住宅の明け渡しが決定的である。
- ⑨前各号に該当する人のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな人。

【市外在住で市内に3か月以上勤務地を有する人】

- ①通勤時間が片道1時間以上かかる。

(9) 次の世帯別要件を満たす人

【複数人世帯で申し込む場合】

対象が「複数人世帯」となっている募集住宅で、かつ現に同居し、または同居しようとする親族があること。

※同居しようとする親族には、事実上婚姻と同様の関係にある人(内縁等の事実婚状態にある人)および入居申込日から3か月以内に結婚し入居可能な婚姻予約者を含む。ただし、前者はその事実を証明できる場合(住民票謄本等)のみ。

~~【単身世帯で申し込む場合】~~

~~対象が「単身世帯」となっている募集住宅で、かつ「単身申込みにおける注意事項」(P.6 参照)を満たす人。~~

※どちらの場合でも社会通念上不自然と思われる世帯分離、家族構成等は認めません。

単身申込みにおける注意事項

~~次のいずれかに該当する人は単身入居ができます。ただし、常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる人は除く。~~

1. 60歳以上の人。
2. 身体障害者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から4級の人。
3. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級から3級の人。
4. 療育手帳の交付を受け、中度（総合判定がB1）以上の人。
5. DV被害者の人。
 - ① 各都道府県が設置する家庭児童相談所その他の適切な施設において、当該施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たしている施設で一時保護を受け、保護が終了した日から起算して5年を経過していない人。
 - ② 被害者が配偶者からの更なる身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときに、裁判所が出した退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った人で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない人。
6. 戦傷病者手帳（恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症、または、表の3の第1款症）の交付を受けている人。
7. 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項により厚生労働大臣の認定を受けている人。
8. 生活保護法による被保護者または中国残留邦人等で支援給付を受けている人。
9. 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算し5年を経過していない人。
10. ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定によるハンセン病療養所に入所されている人など。

単身申込者にかかる提出書類は次のとおりです。

・1による人

~~運転免許証やパスポート、健康保険被保険者証など年齢を確認できる証明書の写し~~

・2～4による人

~~各手帳の写し~~

・5による人

~~① 次のどちらかの書類~~

~~(1) 家庭児童相談所の証明書~~

~~(2) 裁判所の保護命令決定書の写し~~

~~② 次のどちらかの書類~~

~~(1) 裁判所が出した退去命令に関する書類~~

~~(2) 接近禁止命令の申し立てに関する書類~~

・6による人

~~戦傷病者手帳の写し~~

・7による人

~~次のどちらかの書類~~

~~(1) 医療特別手当証書の写し~~

~~(2) 特別手当証書の写し~~

・8による人

~~次のどちらかの書類~~

~~(1) 直近の保護決定通知書または生活保護受給証明書~~

~~(2) 中国残留邦人等に対する支援給付制度に関する写し~~

・9による人

~~引揚証明書の写し~~

・10による人

~~ハンセン病療養所等に入所していたことを証明する書類~~

裁量階層とは

高齢者・障がい者等の世帯を裁量階層といいます。

現在住宅にお困りである高齢者・障がい者等については、入居できる収入月額の限度額を214,000円以下とします。

この対象となるのは、次の条件のいずれかに該当する世帯です。

(1) 入居者または同居者に障害者基本法第2条に規定する障がい者であって、次に掲げる障がいの程度がある世帯。

① 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳に記載された障がいの程度が1級から4級の人がいる世帯。

② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項の規定により精神障害者福祉手帳に記載された障がいの程度が1級または2級の人がいる世帯。

③ 療育手帳に記載された障がいの程度の総合判定B1以上の人がいる世帯。

(2) 入居者が60歳以上の人であり、かつ、同居される人のすべてが60歳以上、または18歳未満である世帯。

(3) 入居者または同居者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳（恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで、または、同法別表第1号表の3の第1款症）の交付を受けている人がある世帯。

(4) 入居者または同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている人がある世帯。

(5) 入居者または同居者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人がある世帯。

(6) 入居者または同居者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定により、ハンセン病療養所入所者等がある世帯。

(7) 同居者に小学校就学前の子どもがいる世帯。

申込み時の審査に必要な書類

次の書類に必要な事項を記入の上、近江八幡市役所市営住宅課へ持参してください。
なお、書類不備・記載もれの場合は受け付けできません。

- (1) ☐ 近江幡市営住宅入居申込書〔規定様式〕
※近江八幡市外に在住し、近江八幡市内に勤務している人は勤務先の「在職証明書」を添付ください。
- (2) ☐ 収入申告書〔規定様式〕…（入居予定者全員の収入の有無を申告）
- (3) ☐ 収入に関する証明書類（P. 10 を参照）
※18歳以上の人は、入居予定者全員の収入がわかるもの（課税証明書・源泉徴収票の写し等）を持参ください。
- (4) ☐ 誓約書兼同意書〔規定様式〕
（納付状況等調査同意書兼暴力団員でない誓約書）
- (5) ☐ その他の必要書類の必要な人
 - ① 同居予定者が婚姻予約者の場合
 - ☐ 「婚姻予約証明書」（規定様式に証明者（仲人等）の証明）
※入居申込後3カ月以内に、婚姻が確認できる「戸籍謄本」や「住民票謄本（続柄必要）」等を提出してください。
 - ② 困窮理由が「③家賃が高い」に該当する場合
 - ☐ 「賃貸借契約書の写し」
 - ③ 家の立ち退き要求を受けている場合
 - ☐ 「（家主等が発行する）立ち退き証明書」等
 - ④ 住宅の明け渡しをされる場合
 - ☐ 「担保不動産競売開始決定の写し」等（裁判所）
 - ☐ 「所有権移転後の登記簿謄本」等（法務局）
 - ⑤ 単身申込みの場合
 - ☐ 単身申込者にかかる提出書類（P. 7参照）
 - ⑥ 入居者または同居予定者が外国籍の人の場合
 - ☐ 在留カードの写し

※ 上記以外にも必要に応じて提出していただくことがあります。

【収入に関する証明書類について】

①給与所得者の場合

区 分	提 出 書 類	
	1～5月に申込む場合	6～12月に申込む場合
前年の1月1日以前から引き続き同じ勤務先で働いている者	◎前年中の収入を証する勤務先発行の <u>源泉徴収票の写し</u>	◎前年中の所得を証する市町村長発行の <u>課税証明書</u>
前年の途中以降に就職・転職した者	◎前年収入を証する勤務先発行の <u>源泉徴収票の写し</u>	
前年の途中で退職した者	◎現在再就職（バイト・パートを含む）していない者は、 <u>退職証明書</u> を元の勤務先に発行してもらうこと	

②事業所得者の場合

区 分	提 出 書 類	
	1～5月に申込む場合	6～12月に申込む場合
前年の1月1日以前から引き続き事業をしている者	◎直近の <u>確定申告書の控え</u> （受付印のあるもの）	◎前年中の所得を証する市町村長発行の <u>課税証明書</u>
前年の1月2日以降に事業を開始した者	◎ <u>収支明細書</u> 及び <u>確定申告書の控えの写し</u> （受付印のあるもの）	

※確定申告が始まるまでに申し込む場合は収支明細書（収支計算の根拠となる帳簿類）

③その他（年金受給者）

提 出 書 類	
1～5月に申込む場合	6～12月に申込む場合
◎前年中の収入を証する所の <u>源泉徴収票の写し</u> （申告書の控えの写し）	◎前年中の所得を証する市町村長発行の <u>課税証明書</u>

その他（収入のない者）

提 出 書 類
◎市町村長発行の <u>非課税証明書</u>

◎印の書類により収入計算を行います。

収入基準

市営住宅は、住宅にお困りで、所得が少ない方々に対して安い家賃でお貸しする住宅であるため、収入基準（収入月額）が法令で定められています。次の計算による金額が158,000円（裁量階層の場合は214,000円）以下であることが入居の条件となります。

○収入月額の計算方法

1. 申込者及び入居予定者全員の年間総所得金額を対象とします。
2. 各々の年間所得金額を合算します。
3. 合算した金額から一般控除額と控除額①②を引いて、12で割ります。

所得とは、総収入から税法上認められた必要経費を控除した後の金額で、所得金額は、今年度の市町県民税（非）課税所得証明書に記載されています。ただし、前年の途中で降に仕事を変えられた方は、現在のお仕事の収入から所得を計算してください。（計算方法は次ページ参照）

※非課税の所得（生活保護、失業保険、遺族年金、福祉年金等）、退職金、一時所得は収入月額の計算には含みません。

$$\text{収入月額} = \left\{ \begin{array}{c} \text{世帯全員の年間所得額} \\ \text{円} \end{array} - \left(\begin{array}{c} \text{本人以外の同居親族数} \\ \text{人} \end{array} \times 38 \text{万円} + \begin{array}{c} \text{特別控除額} \\ \text{円} \end{array} \right) \right\} \div 12$$

所得金額の計算方法

(A+B+C) -

A または C の場合

※10万円

A および C

※20万円

A 給与所得金額

B 事業所得金額

C 年金所得（雑所得）金額

※給与または年金に係る所得額から10万円

（10万円未満の場合はその額）を控除します。

※収入が複数箇所、収入の種類が複数ある所得の場合は、お問い合わせください。

※控除額①

別居の扶養親族があれば加算

【特別控除】※控除額②

- 世帯主又は同居者及び別居扶養親族が次の項目に該当する場合、それぞれの金額
 - ・満70歳以上の控除対象配偶者。同扶養親族・・・10万円
 - ・16歳以上23歳未満の扶養親族（障がい者）・・・25万円
 - ・所得税法上の特別障害者に該当する者・・・40万円
 - ・所得税法上の障害者に該当する者・・・27万円
- 世帯主又は同居者が次の項目に該当する場合（本人控除）、次の金額
 - ・所得税法上の寡婦・・・27万円
 - ・所得税法上のひとり親・・・35万円

●令和6年の途中以降に仕事を変わられた方の年間所得金額の算出方法

A. 給与所得者の場合（会社員・パート・アルバイトなど） ※千円未満の端数切捨て年間収入金額（年間給与・賞与の合計）を元に給与所得額を計算してください。

○就職後1年未満の方の年間収入金額の計算方法

$$\frac{\text{勤務してから現在までの給与の収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務月数}} \times 12 \text{ カ月} + \text{賞与} = \text{推定年間収入金額}$$

○就職後1年以上の方の年間収入金額の計算方法

現在までの1年間の給与収入金額 + 賞与 = 年間収入金額

年間収入金額	年間給与所得金額
～ 550,999 円	0 円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	(年間収入金額 - 550,000) 円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000 円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000 円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000 円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000 円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	※ ((年間収入金額 ÷ 4) × 2.4 + 100,000)
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	※ ((年間収入金額 ÷ 4) × 2.8 - 80,000)
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	※ ((年間収入金額 ÷ 4) × 3.2 - 440,000)

年間給与所得額
= A.
円

B. 事業所得者の場合（個人事業主・フリーランスなど）

$$\boxed{\text{年間収入金額}} - \boxed{\text{税法上の必要経費}} = \text{年間事業所得額}$$

B.
円

○開業後1年未満の方の年間所得金額の計算方法

$$\frac{\text{開業してから現在までの給与の収入金額} - \text{必要経費}}{\text{勤務月数}} \times 12 \text{ カ月} + \text{賞与} = \text{推定年間所得金額}$$

○開業後1年以上の方の年間所得金額の計算方法

現在までの1年間の収入金額 - 必要経費 = 年間所得金額

C. 公的年金受給者の場合（国民年金・厚生年金など）

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計 (A)	公的年金所得額
65歳以上の人	～ 1,100,000 円	0 円
	1,100,001 円 ～ 3,299,999 円	(A) - 1,100,000 円
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(A) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(A) × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000 円 ～	(A) × 0.95 - 1,455,000 円
65歳未満の人	～ 600,000 円	0 円
	600,001 円 ～ 1,299,999 円	(A) - 600,000 円
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	(A) × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	(A) × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000 円 ～	(A) × 0.95 - 1,455,000 円

年間公的年金所得額
= C.
円

合計
A + B + C
円

【計算例】

(例1)

本人・・・給与所得者（39歳）で総収入金額	4,150,000円
本人・・・給与所得控除後の金額	2,878,400円
妻・・・無収入（36歳）	
子A・・・15歳	
子B・・・13歳	

$$\begin{aligned}
 & \text{※申込者本人を除く} \\
 & \text{所得金額} \quad \text{控除} \quad \text{扶養控除} \quad \text{老人扶養控除} \quad \text{障害者控除} \\
 & [2,878,400\text{円} - 100,000\text{円} - (380,000\text{円} \times 3\text{人}) + (100,000\text{円} \times 0\text{人}) + (270,000\text{円} \times 0\text{人}) \\
 & \quad \text{特別障害者控除} \quad \text{ひとり親控除・寡婦控除} \\
 & + (400,000\text{円} \times 0\text{人}) + (270,000\text{円} (350,000\text{円}) \times 0\text{人}) \}] \div 12\text{カ月} = \underline{\underline{136,533\text{円}}}
 \end{aligned}$$

→ 収入月額が158,000円以下の基準を満たし、申込可能です。

(例2)

本人・・・給与所得者（44歳）で総収入金額	4,000,000円	} 所得金額の計
本人・・・給与所得控除後の金額	2,760,000円	
妻・・・給与所得者（39歳）で総収入金額	1,500,000円	
妻・・・給与所得控除後の金額	950,000円	
母・・・無収入（72歳）		
子A・・・5歳（就学前の子）		

$$\begin{aligned}
 & \text{※申込者本人を除く} \\
 & \text{所得金額} \quad \text{控除} \quad \text{扶養控除} \quad \text{老人扶養控除} \quad \text{障害者控除} \\
 & [3,710,000\text{円} - 200,000\text{円} - \{ (380,000\text{円} \times 3\text{人}) + (100,000\text{円} \times 1\text{人}) + (270,000\text{円} \times 0\text{人}) \\
 & \quad \text{特別障害者控除} \quad \text{ひとり親控除・寡婦控除} \\
 & + (400,000\text{円} \times 0\text{人}) + (270,000\text{円} (350,000\text{円}) \times 0\text{人}) \}] \div 12\text{カ月} = \underline{\underline{189,166\text{円}}}
 \end{aligned}$$

→ 裁量階層にあたるため、収入月額が214,000円以下の基準を満たし、申込可能です。

(例3)

本人・・・給与所得者（48歳）で総収入金額	4,500,000円	} 所得金額の計
本人・・・給与所得控除後の金額	3,160,000円	
妻・・・給与所得者（42歳）で総収入金額	2,100,000円	
妻・・・給与所得控除後の金額	1,390,000円	
父・・・無収入（78歳）		
母・・・無収入（76歳）		
子A・・・10歳		
子A・・・8歳		

$$\begin{aligned}
 & \text{※申込者本人を除く} \\
 & \text{所得金額} \quad \text{控除} \quad \text{扶養控除} \quad \text{老人扶養控除} \quad \text{障害者控除} \\
 & [4,550,000\text{円} - 200,000\text{円} - \{ (380,000\text{円} \times 5\text{人}) + (100,000\text{円} \times 2\text{人}) + (270,000\text{円} \times 0\text{人}) \\
 & \quad \text{特別障害者控除} \quad \text{ひとり親控除・寡婦控除} \\
 & + (400,000\text{円} \times 0\text{人}) + (270,000\text{円} (350,000\text{円}) \times 0\text{人}) \}] \div 12\text{カ月} = \underline{\underline{187,500\text{円}}}
 \end{aligned}$$

→ 裁量階層にあらず、収入月額が158,000円を超えるため、申込みできません。

入居決定された人に必要な書類

- (1) ☐ 請書・誓約書〔規定様式〕

【添付書類】

本人(入居者) ☐ 印鑑登録証明書

連帯保証人 ☐ 印鑑登録証明書 ☐ 課税証明書 ☐ 納税証明書

☐ 未納のない証明書

- (2) ☐ 戸籍謄本(入居者全員の関係がわかるもの ※単身入居の方は不要)

- (3) ☐ 口座振替申込書(金融機関等へ提出してください)

※生活保護を受給されている方は下記を提出ください。

☐ 代理納付依頼書(保護費からの家賃等天引き)

※ 提出書類等は最新のものをご用意ください。

注意事項

(1) 連帯保証人は、原則1名が必要となりますので、同居される方以外でお願いします。

(2) 上記の書類の提出及び、敷金(入居時家賃の3カ月分)の納入と住民票を入居する市営住宅の住所地に異動した後に鍵をお渡しします。